

栄養教諭制度における栄養教育実習の現状と課題

上 田 秀 樹
山 本 早紀子
西 條 千 知
辻 庸 子
吉 田 智 子

要旨

本学においては、平成 17 年度から栄養教諭の養成課程をはじめた。本研究では、栄養教諭養成の初年度に当たって栄養教諭の現状と養成カリキュラムの基幹教科である栄養教育実習の課題やあるべき実習を検討する基礎的資料を得ることを目的とした。栄養教諭への調査時期は 2007 年 11 月で大阪府内に勤務する栄養教諭 20 名である。調査項目は職務内容と食育関係について郵送法によって実施した。また、栄養教育実習の調査は同時期に、本学の人間栄養学専攻と食物栄養学科の 2007 年度栄養教諭実習生 23 名である。調査項目は実習内容と実習校に関する項目について実施した。大阪府内の小学校における栄養教諭の配置率は僅か 1.9% である。栄養教諭は兼務校を多く持ち、学校内外で“食に関する指導”に従事している状況であった。学校給食を“生きた教材”とすべく、給食時間の指導は勿論のこと、家庭科や体育科など食や栄養に関連する教科授業の取り組み、課外授業や総合学習への取り組みなどその職務範囲は広い。他教職員の栄養教諭への期待度は栄養教諭や学校栄養職員の在籍と関連していた。学校内の教職員は身近に栄養教諭や学校栄養職員の職務をみることで、また、連携した教科授業を通じて栄養教諭への理解や期待が向上すると考えられる。家庭科や保健科など“食に関する指導”に関連する教科の教育法を学習することで、栄養教諭としてそれらの教科担任や学級担任など他教員と連携する能力を養成しようとする。

栄養教育に係る学校現場での教育者を養成する施設として、本研究で得た知見を優れた人材養成に役立てたい。

I. 緒言

学校給食法の第五条の三には、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員、すなわち、学校給食栄養管理者として教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者、または、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定する栄養士の免許を有する者がこれに当たるとされている。現在、公立の小・中学校に配置されている学校栄養職員は学校保健法の改正や運用の変遷を経て、共同調理場（学校給食センター）では児童生徒数が 1,500 名に 1 人、

単独校では550名に1人の配置規定となっている。また、その職務は、学校給食法において、学校給食の栄養に関する専門的事項を司ることとされている。具体的な職務内容については、昭和49年の「学校栄養職員の職務内容の準則（案）」が示され、学校栄養職員の配置規定の参考にされてきた。

しかし、学校保健に関わる児童生徒の健康栄養的課題は外食や中食の普及に伴う児童生徒と家庭食の乖離、肥満や痩身願望からのやせ、食物アレルギーなど多岐に亘り、学校給食へのニーズは高まっている状況である。このような課題やニーズに応じるためには、学校栄養職員の職務内容をより明確にすることにより、その職務の適正円滑な執行を期する必要がある。それらの社会的状況から平成15年10月、保健体育審議会に「学校栄養職員の職務内容について」諮問、審議が行われてきた。さらに、「学校教育法等の一部を改正する法律」が、平成16年5月21日に法律第49号として公布され、平成17年4月1日（教育職員免許法の改正に係る部分については平成16年7月1日）から施行されることとなった。これに伴い「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が、平成16年6月30日に文部科学省令第36号として公布され、平成16年7月1日から、栄養教諭制度が法的に確立した。

このような関係法規の改正により、栄養教諭制度は児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導の充実を目的としている。栄養教諭は児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員であることが求められる。さらに、栄養教諭はその専門性を十分に発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって、食に関する指導を充実していくことが期待されている。

本学においては、平成17年度から栄養教諭の養成課程をはじめた。本研究では、栄養教諭養成の初年度に当たって栄養教諭の現状と養成カリキュラムの基幹教科である栄養教育実習の課題やあるべき実習を検討する基礎的資料を得ることを本研究の目的とした。

II. 方法

1. 栄養教諭の実態調査

調査時期は2007年11月であり、調査対象は大阪府内に勤務する栄養教諭20名である。設問項目は、職務内容（14項目）と食育関係（8項目）の計22項目である。調査票は自己記入式質問票により郵送法によって調査票を配布した。有効回答数は17名で、有効回答率は栄養教諭85%であった。

2. 栄養教育実習の実態調査

調査時期は栄養教諭の実態調査と同時期である。調査対象者は大阪樟蔭女子大学院の人間栄養学専攻と同大学の食物栄養学科の2007年度栄養教諭実習生23名である。設問項目は、栄養教育実習生へは実習内容（10項目）と実習校に関するもの（9項目）の計19項目である。調査票は自己記入式質問票により栄養教育実習終了後に調査票を配布した。有効回答数は22名で、有効回答

率は栄養教育実習生 95%であった。

3. 調査への同意

調査に際しては、ヘルシンキ宣言（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則、1964年6月フィンランド、ヘルシンキの第18回WMA総会で採択）に基づき、対象者に研究の目的・調査項目・プライバシー及び個人情報の保護・成果の公開などを記した「食教育の実態に関する調査のお願い」を質問票に添付し、自由意志による調査協力を依頼した。

4. 統計処理

アンケートの選択項目は度数分布分析とクロス集計を行った。クロス集計における有意性はkruskal-wallis検定及び群間比較はMann-Whitney検定を行った。

Ⅲ. 結果

1. 栄養教諭の実態調査

1) 栄養教諭の配置状況

大阪府内に配属されている栄養教諭は20名（平成19年8月現在）であり、そのほとんどが小学校に配置されていた。その配置率を見ると1.9%（小学校数1,044校）となり、非常に少ない状況であった。栄養教諭が配属されている小学校の児童数は平均で531.4名（最少204名、最多1,023名）。また、複数の学校を兼務する栄養教諭は4名おり、兼務校の平均は4.8校（最多9.0校）と多かった。以上のことから、栄養教諭の未配置の状況から栄養教諭の職務への負担は大きいと考えられる。さらに、配置先には小学校ではなく、学校給食センター形式が1施設あった。当然のことながら、これら給食センター勤務の栄養教諭は給食経営管理業務を遂行しながら、兼務校の小学校における「食育」業務に携わっており、その職務の多様性が伺える。

栄養教諭の登用は、多くの地方公共団体の場合に学校栄養職員への認定講習、検定を経て、栄養教諭に任用されており、学校栄養職員の実務を20年以上（平均26.5年）経たものがほとんどであった。

2) 栄養教諭の職務内容

栄養教諭の職務規定に関しては、平成14年のいわゆる平成14年答申¹⁾から、“栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。このため、(1)食に関する指導と、(2)学校給食の管理を一体のものとしてその職務とすることが適当である。”とされている。本報における職務内容の調査結果からほとんどの栄養教諭は学校給食基本計画への参画、調理指導、栄養・衛生管理とそれに伴う物資の管理を職務としていた(図1)。なお、学校給食管理業務の1つである検食、保存食の管理・記録では一部の栄養教諭から職務としてあげていない状況が見られた。業務の性格上、校長、教頭、さらに調理従事者・事務担当者などに業務の一部を委任しているのではない

かと考えられる。これら、学校給食管理の職務は学校栄養職員の主たるものであり、履行率は高い。

一方、栄養教諭として重要視されている“食に関する指導”では、年間を通じた指導計画および学校全体計画案の策定と参画、教科や総合学習の時間における指導、給食時間における指導、保護者・児童に対する個別相談と指導などの業務はほとんどの栄養教諭が履行していた。しかし、教育指導の連携調整の履行状況はやや低率（76.4%）であった。さらに、主治医・学校医・病院の管理栄養士など他職種との連携調整を職務として遂行しているものは23.5%と最も低率であった。

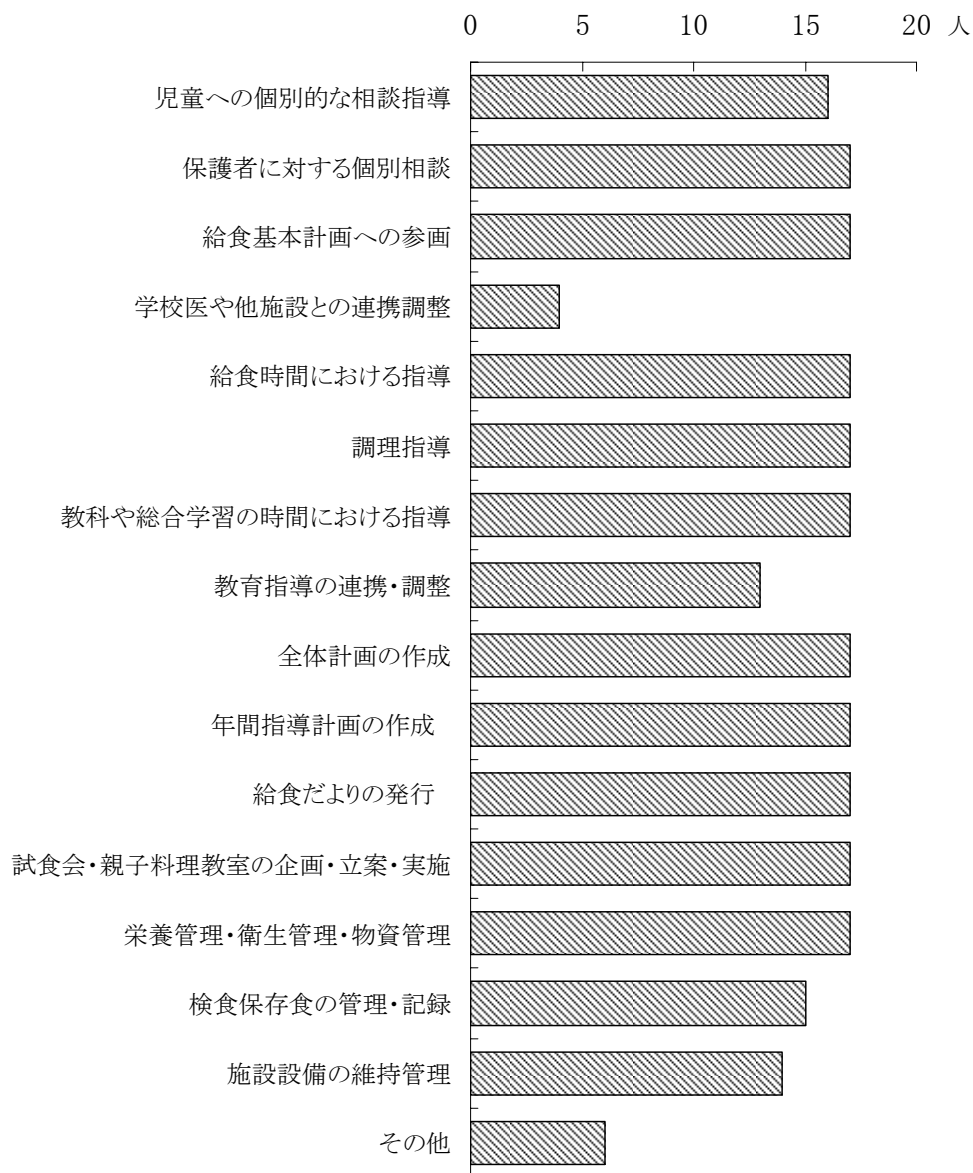


図1 栄養教諭の職務内容 ※複数回答

3) 食に関する指導の状況

栄養教諭が行う“食に関する指導”には①児童生徒への教科・特別活動等における教育指導、②職務遂行に必要な連携・調整、③児童生徒への個別的な相談指導など、がある。①については、給食時間を中心として、家庭科や保健体育科などの関連教科や特別活動の時間などでおこなわれる指導であり、特に、学校給食を“生きた教材”として活用すべく位置づけられている。そのためには、学校給食の運営管理に精通し、給食内容と具体的な食に関わる指導内容を関連付ける必要がある。配属された学校内でそれらの職務を遂行するためには、学校長をはじめ学年担任、教科担任、養護教諭など他職種との連絡調整が求められる。その観点で②の職務は栄養教諭に求められる重要な能力のひとつである。既述の食に関わる指導は集団的教育手法に基づくものであるが、③の職務は肥満、過度の痩身願望による小食、食物アレルギーを持つ児童生徒などへの対応の必要性から個別相談・指導を基本としたものである。

本報の調査結果では、食に関わる指導としては、ほとんどの栄養教諭が授業時間、給食時間、特別活動の場面で職務を遂行している状況であった(図3)。また、学校全体として食に関わる行事(イベント)を行っている割合は70.6%とその履行率は低くなっていた。その他の内容としては「地域での食イベントの講師」、「児童生徒に対する個別の食教育や指導」など遂行率は低いものの、その職務内容は広範囲に及んでいた。

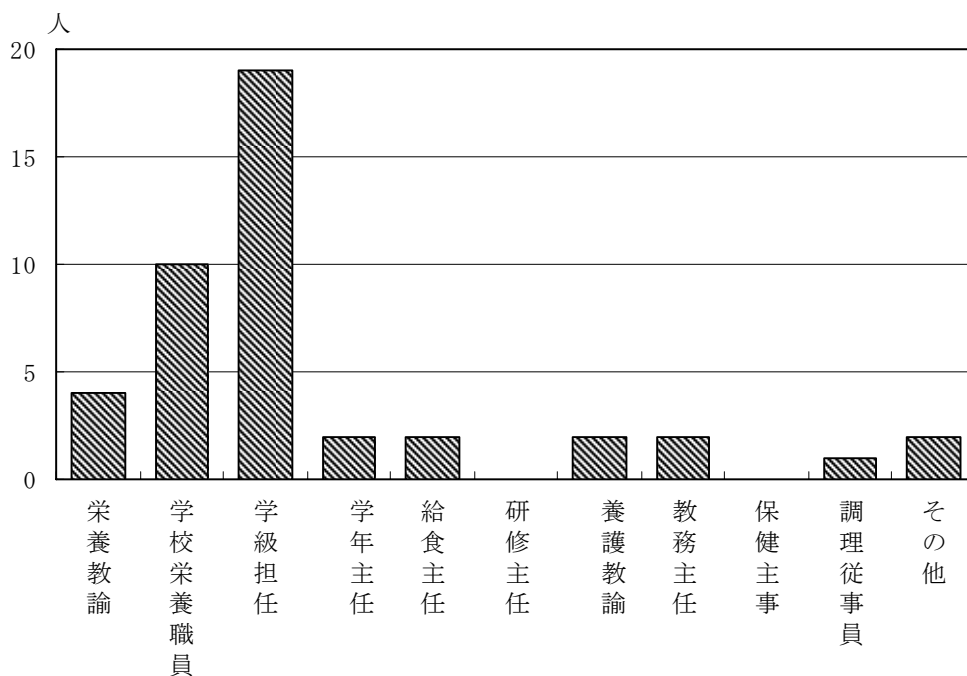


図2 栄養教育実習指導担当者の内訳

2. 栄養教育実習の実態

1) 実習校と栄養教諭の在籍の有無

教職免許における教育実習の依頼は、実習生の母校に対して行われるのが一般的である。本学の場合は栄養教育実習においても同様に依頼を行っている。実習校が栄養教育実習の受け入れをした回数は栄養教諭制度が平成17年度から実施されたことにより、制度発足から連続して栄養教育実習生を受け入れた学校は8校(36.4%)であった。初回の受け入れ学校は14校(63.6%)であった。また、栄養教育実習校のうちで栄養教諭が在籍していた学校は4校(23.5%)であり、学校栄養職員が在籍した学校は10校(47%)であった。実習受け入れ回数と栄養教諭の在籍有無の関係を見ると、実習生受け入れ回数が2回目の学校で栄養教諭が在籍する割合は8校中1校(12.5%)、一方、実習生受け入れ回数が初回の学校で栄養教諭が在籍する割合は14校中2校(14.3%)となり、栄養教諭在籍校に実習依頼が集中している状況はみられなかった。

2) 栄養教育実習指導担当者

栄養教育実習における指導担当者の内訳(図2)を見ると、学級担任が指導担当者を担っている実習校が18校(86.4%)であり、ほとんどの実習生は学級担任の教員から指導を受けている状況であった。学級担任が指導責任者となっている場合は、実習生1名に対して最多で3名、平均すると2.1名の教職員が指導担当者となっている状況がみられた。一方で、学級担任が指導担当者でない4校の指導責任者は栄養教諭が1校、学校栄養職員が2校、学年担任が1校となった。さらに、栄養教育実習生の担当者として、給食主任2校、養護教諭2校、調理従事員1校などがみられ、学校内で教職員が連携して指導に当たっている状況であった。しかし、前述の栄養教諭や学校栄養職員が指導担当者となっている場合には、栄養教諭と調理従事員の2名が指導担当者となっている学校(1校)以外の3校は1名の指導担当者であった。

3) 実習内容

「教科授業への参画」は実習期間中すべての日程(5日間)で扱われていた学校が18校(81.8%)、3~4日が2校(9.1%)、1~2日が2校(9.1%)であり、実習生が実習期間中に食や栄養に関連した授業に参画した割合は高かった。「給食時間の指導」は実習期間中すべての日程で扱われていた学校が8校(36.4%)、3~4日が3校(13.6%)、1~2日が3校(13.6%)、なしが8校(36.4%)であった。「特別教科活動」は実習期間中すべての日程で扱われていた学校は0校、3~4日が2校(9.1%)、1~2日が12校(54.5%)、なしが8校(36.4%)であった。このように食に関する指導を内容とする実習が多い状況であったが学校間で実習頻度には相違が見られた。また、「給食室・調理室の見学」は1~2日が16校(72.7%)、なしが6校(27.3%)であり学校間でばらつきはあったものの、学校における「食に関わる指導」を学校給食と一体のものとして捉えて、学校給食管理への理解を深めることを重要視していたと考えられる。「給食だより作成」では参画はなしが20校(90.1%)、「学内食育イベントへの参加」ではなしが18校(81.8%)といずれも実習の取り組み内容としては低率であった。これらは、実習期間中に機会があれば取り上げられたで

あろう内容と考えられる。さらに、「児童への個別指導・見学」はすべての実習生が経験しないものであった。

4) 栄養教育実習指導担当者と実習内容の関係

前項の実習内容と実習担当者が栄養教諭もしくは学校栄養職員（以降、栄養関係教職員と略す）である場合の相違をみると、栄養関係教職員が在籍する学校では、教科特別活動、給食時間の指導、給食管理業務、給食室・調理室の見学などの業務を実習内容で多く取り扱っていた。また、栄養関係教職員ではない実習校では、給食時間の指導、課外活動への参加が多くみられた（図3）。

さらに、栄養関係教職員が在籍する学校の実習内容のうちで、給食室・調理室の見学を取り扱う学校が多く見られたが、これは、前項で述べた学校における「食に関わる指導」を学校給食と一体のものとして捉えて、学校給食の理解に重要視する傾向が強いことが伺える。

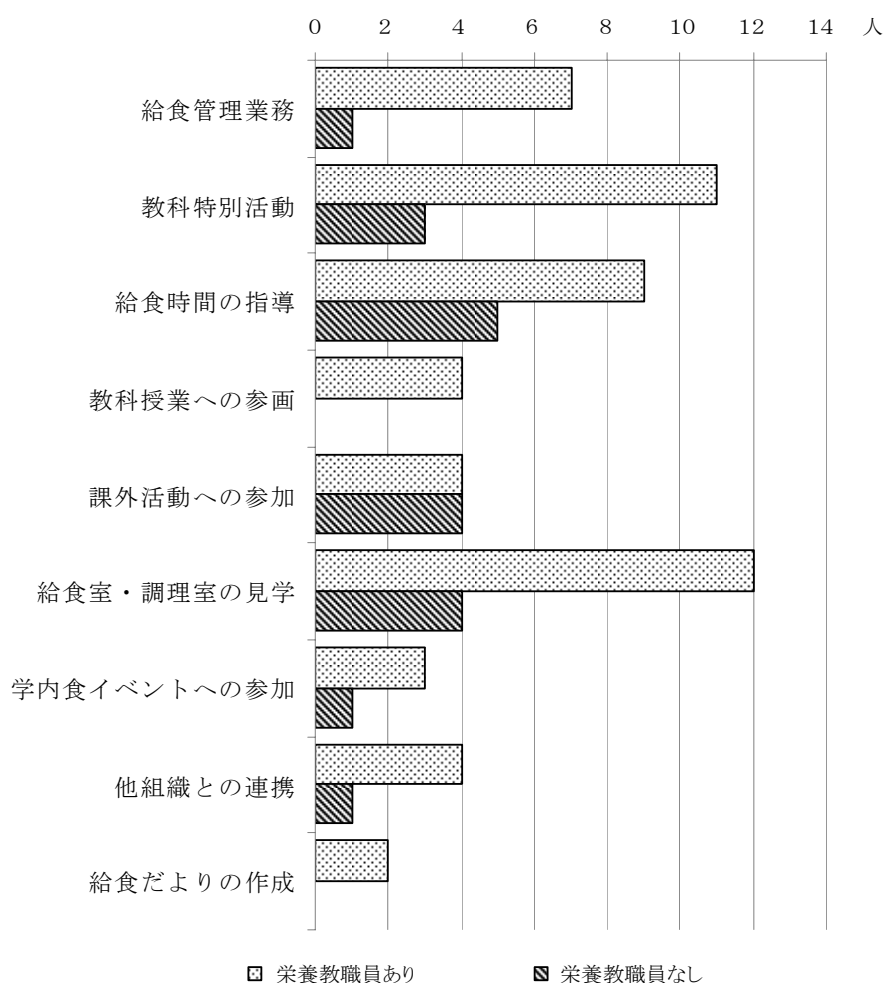


図3 栄養教育実習指導担当者と実習内容の関係

5) 実習校における指導担当者の栄養教諭への認知度

実習生からみた指導担当者の栄養教諭に対する認知度は「かなり十分」と「十分」を含めると50%であった。しかし、「やや不十分」とみる割合も31.8%あった(図4)。さらに、指導担当者が栄養関係教職員以外の場合では、「やや不十分」の割合が71.4%とかなり高い割合を示した(図5)。一方、「かなり十分」と「十分」はいずれを含めても28.6%であった(図5)。指導担当者が栄養関係教職員の場合、「かなり十分」と「十分」を含めると66.7%であった(図6)。このことから、指導担当者が栄養関係教職員でない場合、栄養教諭制度や栄養教諭の職務に対する理解が実習生からの視点において十分であるとは言いえない状況であった。

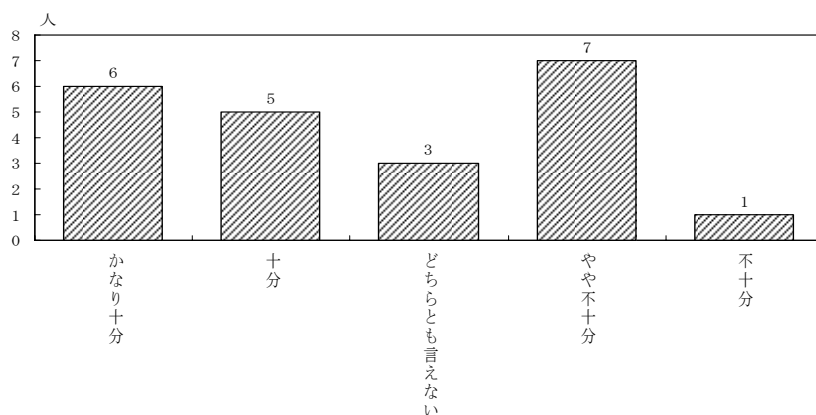


図4 実習生からみた指導担当者の栄養教諭への認知度

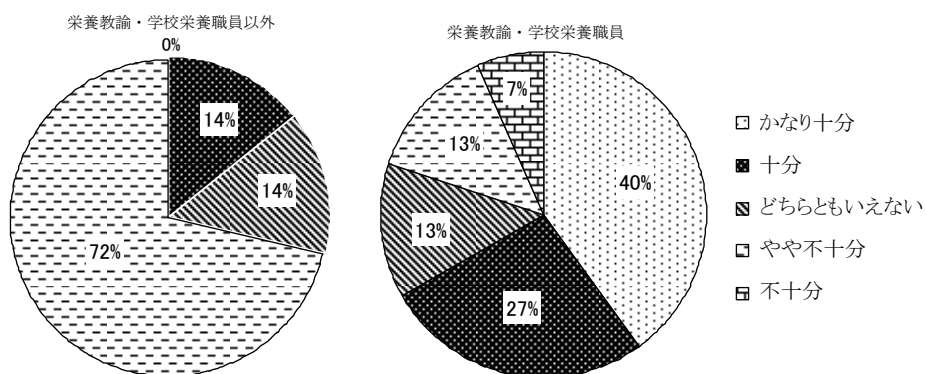


図5 栄養関係教職員在籍なしの実習生からみた指導担当者の栄養教諭への認知度との関係

図6 栄養関係教職員在籍ありの実習生からみた指導担当者の栄養教諭への認知度との関係

6) 実習内容の具体性

実習生からみた実習内容の具体性については、「かなり十分」と「十分」を含めると 13 名 (68.2%) であった。しかし、「やや不十分」では 5 名 (22.7%) あった (図 7)。さらに、指導担当者が栄養関係教職員以外の場合では、「かなり十分」と回答した実習生はおらず、「十分」の割合は 43% となり、「やや不十分」と同率であった (図 8)。一方、指導担当者が栄養関係教職員の場合、「かなり十分」と「十分」を含めると 66.7% を占めていたが (図 9)、前述の指導担当者が栄養関係教職員以外の場合ではみられなかった「不十分」と回答した実習生が 6% みられた (図 8)。これらから、多くの実習生は栄養教諭や学校栄養職員が在籍することで実習内容に具体性を感じているが、「どちらでもない」の割合はむしろ指導担当者が栄養関係職員以外の場合よりも多くみられ、栄養教育実習に対する栄養教諭および学校栄養職員の取り組みや対応、指導方法にばらつきがあると考えられる。

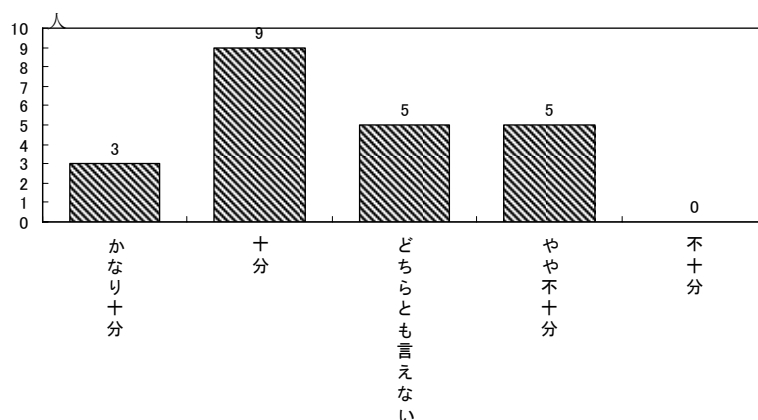


図 7 実習生からみた実習内容の具体性

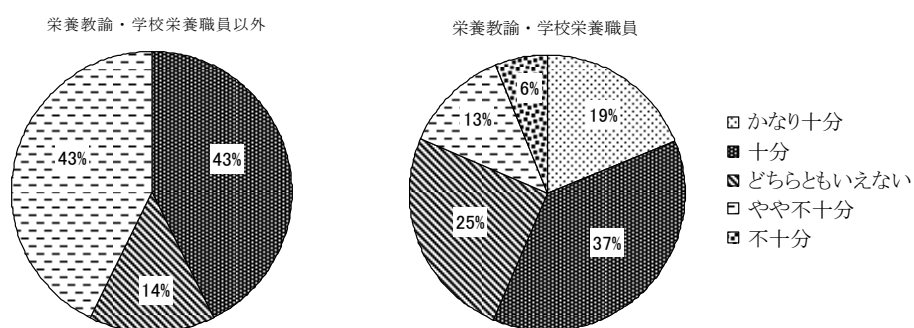


図 8 栄養関係教職員在籍なしと実習内容の具体性

図 9 栄養関係教職員在籍ありと実習内容の具体性

7) 指導担当者の指導体制

実習生からみた指導担当者における指導体制については、「かなり十分」と回答したものは 6 名 (27.2%) であり、「十分」と回答したものは 7 名 (31.8%) であった。「かなり十分」と「やや十分」を含めると 13 名 (59.1%) と実習生の半数が指導担当者に対して指導体制が「十分」であったと考えていた (図 10)。さらに、指導担当者が栄養関係教職員以外の場合では、「かなり十分」と回答した実習生はおらず、「十分」と回答した割合は 43% であった (図 11)。一方、指導担当者が栄養関係教職員の場合、「かなり十分」と「十分」を含めると 62% であった。しかし、「やや不十分」と回答した割合は 13%、「不十分」は 6% と両者を合計すると 19% となった (図 12)。これらから、実習生は栄養教諭や学校栄養職員が指導担当者である実習の指導体制に納得したと考えられるが、指導体制に「不十分」とする実習生も 5 名に 1 名の割合で存在した。実習生の取り組み方や栄養教育実習への認識や期待の相違など、あるいは実習先における指導体制の詳細を検討する必要があると考える。

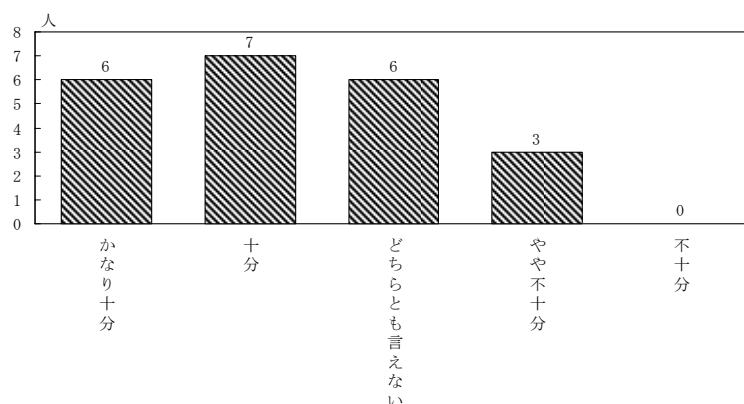


図 10 実習生からみた実習校の指導体制

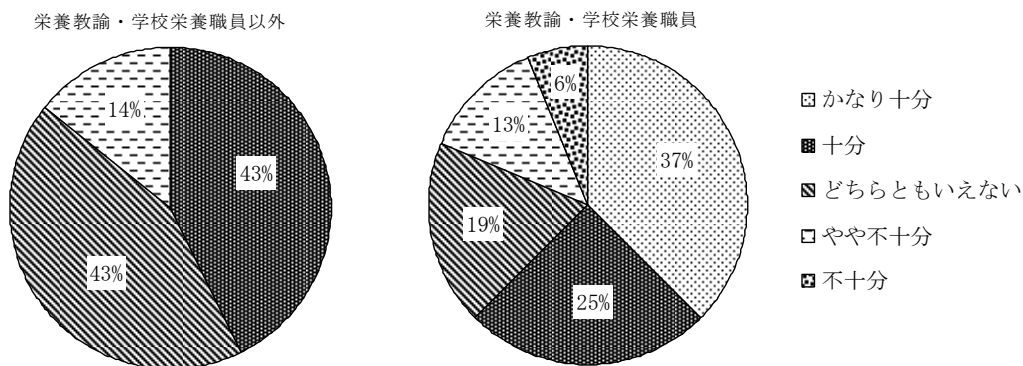
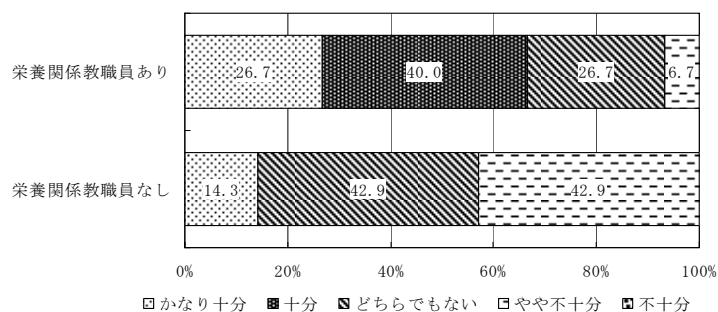


図 11 栄養関係教職員在籍なしと指導担当者の指導体制の関係

図 12 栄養関係教職員在籍ありと指導担当者の指導体制の関係

8) 実習校の栄養教諭に対する理解度

実習生からみた実習校における栄養教諭への理解について、栄養関係教職員の在籍の有無の相違をみたところ栄養関係教職員ありでは、「かなり十分」は 26.7%、「十分」は 40.0%となった。「不十分」の回答はみられず、「やや不十分」は 6.7%であった。一方、栄養関係教職員在籍なしでは、「かなり十分」と回答したものは 14.3%、「十分」の回答の割合はみられなかった。また、「不十分」の回答はみられず、「やや不十分」は 42.9%となり、栄養教諭もしくは学校栄養職員が在籍する学校では、在籍しない学校に比して、栄養教諭への理解度が有意に高い結果となった(図 13)。

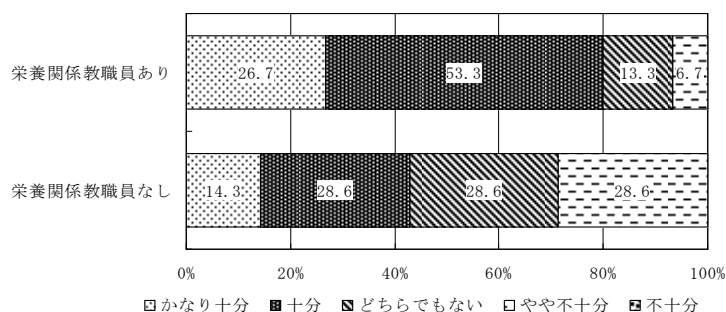


p=0.036, p<0.05

図 13 実習校の栄養教諭に対する理解度

9) 実習校の栄養教諭に対する期待度

実習生からみた実習校における栄養教諭への期待について、栄養関係教職員の在籍の有無の相違をみたところ栄養関係教職員ありでは、「かなり十分」は 26.7%、「十分」は 53.3%となった。「不十分」の回答はみられず、「やや不十分」は 6.7%であった。一方、栄養関係教職員在籍なしでは、「かなり十分」と回答した割合は 14.3%、「十分」と回答した割合は 28.6%であった。また、「不十分」の回答はみられず、「やや不十分」は 28.6%となり、栄養教諭もしくは学校栄養職員が在籍する学校では、在籍しない学校に比して、栄養教諭への期待は高い結果となった(図 14)。



p=0.162, n.s.

図 14 実習校の栄養教諭に対する期待度

10) 実習校の栄養教育実習の指導体制

実習校の栄養教育実習の指導体制について、栄養関係教職員の在籍の有無の相違をみたところ、栄養関係教職員ありでは、「かなり十分」は 26.7%、「十分」は 53.3%となった。「不十分」の回答はみられず、「やや不十分」は 6.7%であった。一方、栄養関係教職員不在籍では、「かなり十分」と回答した割合は 14.3%、「十分」と回答した割合は 28.6%であった。また、「不十分」の回答はみられず、「やや不十分」は 28.6%となり、栄養教諭もしくは学校栄養職員が在籍する学校では、在籍しない学校に比して、栄養教育実習の指導体制はより整った結果となった（図 15）。

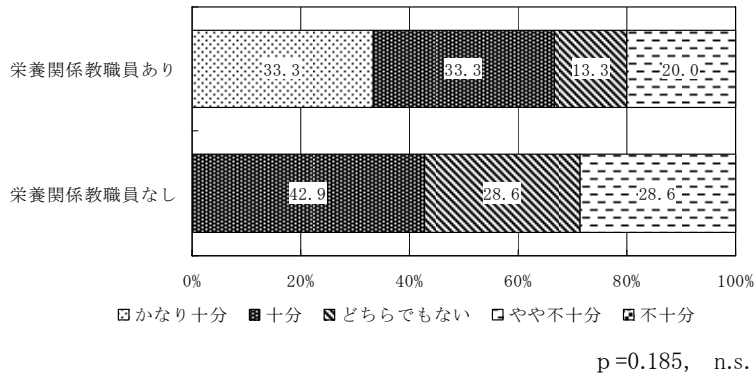


図 15 実習校の栄養教育実習の指導体制

Ⅲ. 考察

栄養教諭の任用は、近年の地方公共団体の財政状況の悪化から思うように進展していないのが現状である。大阪府内の小学校における栄養教諭の配置率は僅か 1.9%である。配属された栄養教諭は兼務校を多く持ち、学校内外で“食に関する指導”に従事している状況であった。学校給食を“生きた教材”とすべく、給食時間の教育は勿論のこと、家庭科や保健科など食や栄養に関連する教科授業の取り組み、課外授業や総合学習への取り組みなどその職務範囲は広い。また、“学校給食管理”については、その職務として学校給食管理に関する栄養・衛生・給食物資、さらに、給食施設・設備の管理など、学校給食の管理職的職務となっている。しかし、本調査結果から、“学校医や他施設（病院などの栄養士）との連携調整”の職務履行率が少なく、これは、職務の履行に必要ながないか。または、当面の職務に追われ、より効果的な実施体制を構築するための社会資源の活用に至っていないことが考えられる。

栄養教育実習の実態では、栄養教諭制度の開始から 2 年目であり、依頼した学校の栄養教育実習の受け入れ状況は初めての学校が多くみられた。実習生の指導担当者に関しては、“栄養教諭”と“学級担任”の 2 名体制が望ましいとの意見がある²⁾。本報では、指導担当者 1 名の例は僅かにみられたが、多くは、“栄養教諭”と“学級担任”の指導体制であった。さらに、栄養教諭もしくは学校栄養職員の指導担当者に含まれた指導体制では、実習内容に相違がみられ、食に関する指導や学校給食管理のそれぞれの職務内容を広く体験させる傾向がみられた。また、栄養教諭もしくは学校栄養職員の在籍がない場合は、給食時間の指導が多く教科授業への参画が少ない傾向を示

した。これらは、学校内における教科担任との連絡調整が栄養教諭もしくは学校栄養職員が行っている状況がみられ、学校と社会的資源の活用については、十分ではないものの学内では他職種との連絡調整が図られていると考えられる。

実習生が感じる他教員の栄養教諭への理解度では、自ずと、栄養教諭や学校栄養職員が在籍する場合は高く、在籍が見られない場合の栄養教諭への理解度は低かった。有意性は低いものの、理解度と同様な傾向が栄養教諭への期待度にもみられた。学校内の教職員は身近に栄養教諭や学校栄養職員の職務をみることで、また、連携した教科授業を通じて栄養教諭への理解や期待が向上すると考えられる。

本学では、平成 20 年度において 2 回目の栄養教育実習を迎えるが、栄養教諭免許は管理栄養士養成課程の 1 種免許と栄養士養成課程の 2 種免許、さらに、大学院人間栄養学専攻の専修免許をそれぞれ取得可能としている。本報における栄養教育実習の実態調査は管理栄養士養成課程と大学院人間栄養学専攻の学生によるものである。管理栄養士養成課程では、取得可能資格として家庭科教職免許もあり、当該学生のほとんどは家庭科教職免許を希望して栄養教育実習と前後して、家庭科教科の教育実習を経験している。教育実習を経験することで、学校組織や教育機関としての機能を理解できる。また、実習生の栄養教育実習への意見として、「1 週間の実習期間は教育実習と比較しても短い」、「栄養教育指導要領がなく教育すべき程度や量が不明である」、「現状として、栄養教育として何が出来るかを明確にした方が有意義」などがみられた。実習期間が短期間である課題はすでに問題視されている³⁾。また、栄養教育指導要領についても順次整備されるものとする。栄養教育実習を課せられた学生には、特に、「自分としてどのような食育ができるか」を明確化することで、実習を受け入れる学校側あるいは指導担当者との間で実習内容に対して共通認識がうまれて有意義な実習が期待できる。そのためには、栄養教諭養成課程に係る適切な科目配当が必要である。栄養教育実習への事前指導は本学の学則の場合、栄養教育実習 2 単位のうち、1 単位を事前・事後指導科目の配当が規定されている。事前指導充実のためには、事前・事後指導の 1 単位は不十分であり、栄養教育実習（学内）など新たな科目設定が必要と考える。さらに、家庭科や保健科など“食に関する指導”に関連する教科の教育法を学習することで、栄養教諭としてそれらの教科担任や学級担任など他教員と連携する能力を養成しようとする。

栄養教諭制度はその運用が始まって間もなく、実務面の問題や課題は多いが、その理念は食育基本法が目指す概念に包含されて、国民の保健・衛生・福祉の長期的展望として評価されている⁴⁾。栄養教育に係る学校現場での教育者を養成する施設として、本研究で得た知見を優れた人材養成に役立てたいと考える。

謝辞

本研究において、調査協力をご依頼しました大阪府内の小学校の栄養教諭・学校栄養職員をはじめ関係諸氏に対しまして、深謝いたします。

参考文献

- 1) 中央教育審議会:「子どもの体力向上のための総合方策について」答申,2002年9月30日
- 2) 大富あき子,大見奈緒子,大内山雅枝,花木秀子(2007):栄養教諭制度の施行に伴う教育活動記録-II -鹿児島県内小学校栄養士を対象とした栄養教諭制度に関する意識調査-,鹿児島県純心女子短期大学研究紀要第37号,66-77,pp72
- 3) 同誌,pp74
- 4) 川越有見子(2007):栄養教諭制度の創設過程に関する考察-審議経過を中心に-,東北大学大学院教育学研究科研究年報 第56集・第1号,173-199,pp191